

## 令和7年度 社会福祉法人指導監査結果の概要

### 1 一般監査の実施状況（監査実施周期：原則、3年に1回（※））

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の法人は4年に1回の周期で実施

県所管法人数 (R7.4.1時点)	実施法人数	実施状況		
		文書指摘あり	口頭指摘のみ	指摘なし
108 (108)	44 (40)	18 (14)	23 (24)	3 (2)

※（ ）は令和6年度の状況

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反が認められ、改善措置をとるべき旨を文書により指導したもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微であるもの又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれるもの

### 2 指摘事項の概要

指摘事項の内容	指摘法人数	
	R7	R6
<b>I 法人運営</b>		
<b>1 定款</b>		
(1) 定款の内容が不十分	1	1
(2) 定款の変更手続の不備	1	1
<b>2 内部管理体制</b>		
(1) 特定社会福祉法人における内部管理体制の未整備	0	0
<b>3 評議員</b>		
(1) 評議員の選任・解任手続の不備	1	4
(2) 評議員の人数、選任要件の不備	4	2
<b>4 評議員会</b>		
(1) 評議員会の招集手続の不備	1	9
(2) 評議員会の決議の不備	2	1
(3) 評議員会の記録の不備	3	2
(4) 決算手続の不備	2	6
<b>5 役員（理事・監事）</b>		
(1) 役員の選任・解任手続の不備	6	8
(2) 役員の人数、選任要件の不備	4	4
(3) 理事長・業務執行理事の選定の不備	1	0
(4) 監事の職務実施状況が不十分	2	1
<b>6 理事会</b>		
(1) 理事会の招集手続の不備	2	4
(2) 理事会の決議の不備	1 1	2 3
(3) 理事への権限委任の不備	0	2

指摘事項の内容		指摘法人数	
		R7	R6
	(4) 理事長・業務執行理事による業務報告の未実施	1	1
	(5) 理事会の記録の不備	2	1
7 会計監査人			
	(1) 会計監査人の設置・選任手続の不備	0	0
	(2) 会計監査報告の不備	0	0
8 評議員、役員及び会計監査人の報酬			
	(1) 報酬等の額が法令に定めるところにより定められていない	2	3
	(2) 報酬等支給基準の整備手続の不備、内容が不十分	3	1
	(3) 報酬等の不適切な支給	0	2
II 事業			
1 事業一般			
	(1) 定款上の事業と実際に実施する事業が不一致	1	0
2 社会福祉事業			
	(1) 社会福祉事業の実施状況が不適切	8	1
	(2) 社会福祉事業を行うために必要な資産が不十分	0	0
3 公益事業			
	(1) 公益事業の内容が不適切	0	0
4 収益事業			
	(1) 収益事業の内容が不適切	0	0
III 管理			
1 人事管理			
	(1) 職員の任免等人事管理が不適切	0	0
2 資産管理			
	(1) 基本財産の管理運用が不適切	1	1
	(2) 基本財産以外の管理運用が不適切	1	0
	(3) 株式等の保有が不適切	0	0
	(4) 不動産の借用手続が不適切	0	0
3 会計管理			
	(1) 経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切	20	17
	(2) 予算執行・資金管理等に係る体制の不備	5	8
	(3) 会計処理が不適切	3	5
	(4) 会計帳簿の整理が不十分	0	2
	(5) 計算書類等の未整備、内容の不備	21	19
4 その他			
	(1) 関係者に対する特別の利益の供与	0	0
	(2) 社会福祉充実計画の未実施	0	0
	(3) 法令に定める情報の公表の未実施	4	3
	(4) 変更登記の遅延・不備	10	6
	(5) 入札契約の取扱い、印鑑の管理が不適切	1	1

### 3 主な文書指摘事例

指摘事項	改善の状況
<b>【Ⅰ 法人運営】</b>	
契約手続に係る理事会の決議について、理事長が専決できる金額を超える契約であるにもかかわらず、理事会の決議が行われていなかった。	今後の理事会において、その決議を行う。
金銭の借入に当たり、必要な理事会の決議が行われていなかった。	借入を行った運転資金について、次回理事会において追認する。
監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任する監事の過半数の同意を得たことを証する書類がなかった。	今後の定時評議員会以降は、監事同意書、議事録等により同意を得たことを明らかにする。
<b>【Ⅲ 管理】</b>	
印鑑と通帳について、単独の者が取り扱える状態となっていた。	印鑑保管箱を施錠するとともに、鍵は会計責任者の管理とした。

### 4 その他指摘事例

#### 【Ⅰ 法人運営】

##### (評議員)

- ・ 評議員の選任に当たり、評議員選任・解任委員会の決議が行われていなかった。

##### (評議員会)

- ・ 前年度から当該年度までの間における評議員会をすべて欠席している評議員が認められた。
- ・ 評議員会において役員を選任する議案を決議する際に、一括して選任決議が行われていた。
- ・ 定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告、監査報告並びに財産目録を提供していなかった。

##### (役員(理事・監事))

- ・ 前年度から当該年度までの間における理事会を連続欠席している理事が認められた。

##### (理事会)

- ・ 理事会の招集通知を省略することについて、すべての理事及び監事の同意を得ていなかった。
- ・ 評議員選任・解任委員について、理事会の決議による選任が行われていなかった。

##### (評議員、役員及び会計監査人の報酬)

- ・ 役員等の報酬等の総額について、職員給与を受けているにもかかわらず、職員給与を含めないまま公表されていた。

## 【Ⅱ 事業】

### (社会福祉事業)

- ・ 使途制限のある資金（介護報酬等）の一時繰替使用（貸付）について、年度内の精算が行われていなかった。
- ・ 施設報酬（介護報酬）を主たる財源とする資金について、当該拠点区分において事業活動資金収支差額に資金残高が生じていないにもかかわらず、他の拠点区分に繰入れしていた。

## 【Ⅲ 管理】

### (資産管理)

- ・ 有価証券による資産運用について、運用計画の作成と分配金の入金についての検証は行われていたが、時価の検証が行われていなかった。

### (会計管理)

#### ◇経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切

- ・ 固定資産の処分について、事前に理事長の承認を得ていなかった。
- ・ 固定資産管理責任者が固定資産現在高報告書を作成していなかった。
- ・ 会計伝票が作成されていなかった。
- ・ 月次試算表の作成が適切に行われていなかった。
- ・ 現金の管理について、会計責任者又は出納職員による残高の確認及び報告が経理規程に基づいて行われていなかった。
- ・ 小口現金の精算が経理規程に基づいて行われていなかった。
- ・ 有価証券による運用資金の残高の確認を行っていなかった。
- ・ 経理規程に定める債権管理が適切に行われていなかった。
- ・ 寄附金品の受入について、寄附申込書による手続が適正に行われていなかった。

#### ◇予算執行・資金管理等に係る体制の不備

- ・ 補正予算の編成、流用等が行われないうまま、予算を超過した経費の執行が認められた。

#### ◇会計処理が不適切

- ・ 内部取引の相殺消去が行われていなかった。

#### ◇計算書類等の未整備、内容の不備

- ・ 計算書類、その附属明細書等が適切に作成されていなかった。

### (その他)

- ・ 組合等登記令に定める期限内に変更登記（理事長の就任及び資産総額の変更）が行われていなかった。